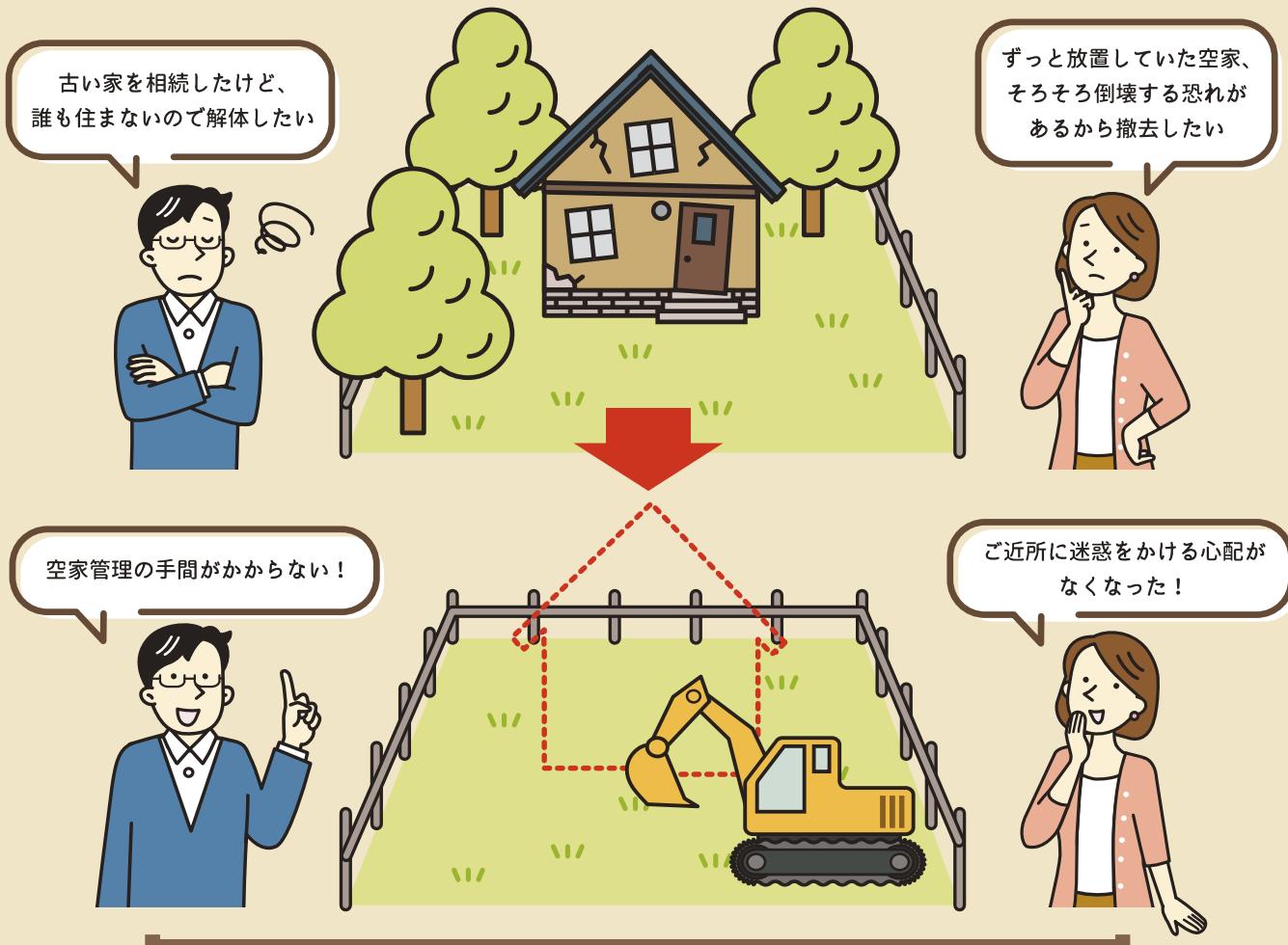


老朽化した危険な空家を 除却するための工事費用の 一部を補助します

(昭和町空家等除却費補助金)

昭和町では、町民の皆様の生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、老朽化して倒壊の恐れのあるなど危険な空家の除却(解体)工事に係る費用の一部を補助します。

※事前相談で補助の対象となる空家に該当するか、判定が必要となりますのでご注意ください



空家の除却に関する補助事業やその他空家全般に関するお問い合わせ先
昭和町役場 都市整備課 都市整備係(役場庁舎2階)

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2
電話：055-275-8413 FAX：055-275-5250

対象となる住宅

次の要件を全て満たす住宅が対象です。

- 個人が所有する町内の住宅(店舗併用住宅(1/2以上が住宅の用途)を含む)
- 所有権以外の権利(抵当権や地上権など)が登記されていないもの
(当該権利の権利者が対象となる空家等の除却について同意している場合を除く)
- 住宅地区改良法施行規則第1条第1項各号に定める住宅の不良判定の評点の合計が100点以上であるもの
- 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の規定による特定空家等の認定を受けていないもの



補助対象者

次の要件を全て満たす個人が対象です。

- 対象となる住宅の所有者又は納税義務者
(共有名義の場合は、所有者等全員の同意があるもの)
- 町税の滞納がない者
- 暴力団員等でない者



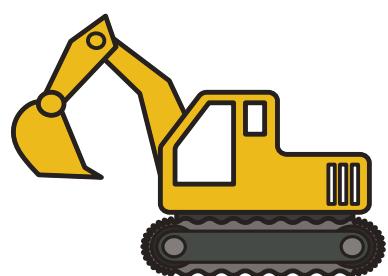
補助対象工事

次の要件を満たし、かつ補助対象とならない要件に該当しない工事

- 補助対象者が発注する補助対象となる住宅(空家)の除却に関する工事

※補助対象とならない要件

- 補助金の交付が決定される前に着手した除却工事
(緊急を要する状況にあるため、事前に届け出た場合を除く)
- 他の公的制度による補助金や助成金を受ける工事
- 家財道具、機械及び車両等の動産の除却工事
- 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却工事



補助金の額

◆補助率：補助対象となる工事に要する経費の2分の1の額(千円未満の端数は切捨て)

◆補助限度額：50万円

申請手続きの流れ

申請者

町

1

事前相談

申請者が町へ建物に関する事前相談をおこなう

2

事前調査

町が対象建物を補助対象となるか調査・判定する

3

交付申請

補助対象となった場合、申請者が町へ補助金交付申請書を提出する

4

交付決定

町が申請書の内容を確認・審査し、申請者へ交付決定通知書を送付する

5

契約締結

交付決定通知を受取した後、申請者が工事業者と請負契約を締結する

6

工事着手～工事完了

申請者が契約締結した請負業者により、除却工事に着手・完了まで行う

7

工事代金支払い

申請者が請負業者へ除却工事代金を支払う

8

完了実績報告

申請者が町へ補助金完了実績報告書を提出する

9

補助金額の確定

町が報告書の内容を確認・審査し、補助金交付額確定通知書を申請者へ送付する

10

補助金の請求

申請者が町へ補助金支払請求書を提出する

11

補助金の支払い

町が申請者の指定口座へ補助金を振込する



手続きに必要な書類

◆事前相談

特に提出する資料は必要ありませんが、建物の現況写真等の資料を持参してご相談ください。

◆補助金交付申請

補助金交付申請書【様式第1号】

位置図

現況写真

町税納税証明書

補助対象工事に係る登記事項証明書

(※未登記の場合、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は評価証明書)

補助対象空家等が所在する土地の登記事項証明書

空家等共有者同意書【様式第2号】(※共有の場合のみ添付)

その他町長が必要と認める書類

◆完了実績報告

完了実績報告書【様式第9号】

除却工事費の領収書の写し(施工業者が発行したもの)

工事着手前、施工中及び工事完了後の状況写真

補助金支払請求書【様式第11号】

(※補助金交付額確定通知書【様式第10号】の受取り後に提出)

完了実績報告は除却工事が完了した時から30日以内又はその年の

属する年度の3月末日までに提出してください。

老朽化した空家を所有されている方、空家の管理などにお困りの方は、
ぜひ補助制度をご活用ください！